

第二部(1) 勉強会『盗まれた神話』 参考資料⑩

最終となる今回は、『盗まれた神話』の ①全体構成と要点を再度確認し、②補章〔神話と史実の結び目〕※朝日文庫のあとがきに代えて を取り上げて「まとめ」としたい。

1. 全体構成の再確認とその主要事項

はじめに：①『記・紀』神話に内蔵された多くの“地図”を分析。②『記・紀』の表記のルールを厳格に守れば守るほど、神々の行動領域はそれらの地図の指し示す所とピッタリ適合。③そして、この本の最後に示されているように、「天孫降臨」当時の政治地図まで発見。

第一章 謎にみちた二書：『記・紀』に関する四つの疑問を提起。①国生み神話にまつわる問題、②『日本書紀』の神代巻での夥しい「一書」群。③景行天皇の九州遠征説話をめぐる『記・紀』の断絶。④『古事記』の天孫降臨のところにある、「韓国」という表示。

第二章 いわゆる戦後史学への批判：①戦後史学では『記・紀』説話と実の完璧な切り離しが行われたと厳しく批判。②『記・紀』神話・説話群の史実性を徹底的にクールに吟味し直す作業が今に至るまで欠落。③そして、『記・紀』中の「九州」に目を注ぐべきと。

第三章 『記・紀』にみる九州王朝：『記・紀』が描く熊襲征服説話を読み解き、①熊襲は北九州(博多)付近にいた。②“熊襲は南九州”という定説を否定。さらに、熊襲首魁が小碓命に日本武尊の称号を与えたとの説話から、③熊襲が上位者だったと論証。

第四章 蔽われた王朝発展史：①景行天皇紀は九州王朝の「前つ君」による北部九州制圧譚。②神功皇后紀はこの制圧譚の前に行われた女王による北西部九州の征服説話。③これら九州王朝関係の記事が意図的に『日本書紀』に編入されと論証。

第五章 「盗作」の史書：神代紀に頻出する「一書」群に着目。①『日本書紀』は九州王朝における古記録の集成書である「日本旧記」を取り込んで編纂されたと論破。さらに、②『書紀』に現れる「帝王本紀」(欽明紀)・「帝紀」「帝皇日継」(天武紀)・「天皇記及び国記」(推古紀)・「譜第」(顕宗紀)などについても言及。

第六章 蜻蛉島はどこか：国生み神話の「洲」は「シマ」ではなく、クニと読む。①本来の形(「日本旧記」)は、西日本の先進地域、もしくは中心拠点。そして、②一段地名(日本海沿岸の三地域である筑紫・大・出雲)こそ、『記・紀』神代巻の主要舞台で、筑紫が三洲の原点で、「八洲の中心」と論証。さらに、③秋津洲(蜻蛉島)を国東半島南東端の安岐郷と関連づけた。

第七章 天孫降臨地の解明：①天孫・ニニギノ命の降臨地「日向の高千穂」は、通説でいう宮崎県の高千穂地方ではなく、「筑紫の日向峠」付近。②付随・関連する事象についても論証。

第八章 傍流が本流を制した：①「日向の高千穂」に降臨したニニギノ命は本流ではなく分流。②以後の穂穂出見命(山幸彦)、ウガヤフキアエズから神武天皇への流れを検証。なお、神武兄弟は宮崎の日向を根拠とした豪族で、そこから東征したとされたが、後にこの理解を「補章」の末尾で訂正。

第九章 「皇系造作説」への疑い：論証を進める過程で津田左右吉等が提唱する通説の根拠を鋭く追及。

第十章 神武東征は果たして架空か：多角的な観点から、「神武東征架空説」を痛切に批判。

第十一章 侵略の大義名分：①神武は近畿天皇家の初代天皇にあらず。②奈良盆地の前王朝を武力で倒した革命者。③これこそ『書紀』編者の認識として、④戦後史学の『日本書紀』に対する理解に鋭い批判の目。

第十二章 『記』と『紀』のあいだ：『古事記』序文と『日本書紀』天武十年三月条とを関連づけて、①「削偽定実」の意味、②『記・紀』の先後論争、③『古事記』偽作説について論証。

第十三章 天照大神はどこにいたか：①天照大神がいたと神話が伝える「天国」とは、韓半島・出雲・筑紫が囲む海域にあった。②「天国」を構成する島々や博多湾岸の島についても付加的に考察。③『記・紀』神話の成立背景にも言及。

第十四章 最古王朝の政治地図：①「天国の政治地図」から、②その前時代に「出雲王朝」が存在を導出。この過程で、③出雲神話の神統系譜について考究。

結 び：最後に、権力に介入を受けなかった『古事記』と、権力によって編纂された国史である『日本書紀』という二種類の史書が残っていることが幸運だったと。

2. 補 章〔神話と史実の結び目〕

補章は9節で構成される。冒頭の〔十八年の進展〕の末尾部分に、
“この本が出てから十八年。『記・紀』はもとより、諸書や各地の神話・説話・所述が生き生きと復活し、叢生する。その生きた姿を、くりかえしわたしは眼前にすることになった。その一端を、ここに語る。”として、七つの節がある。そして、最後の節に〔残されたテーマ〕が示される。

十八年の進展：前二著は、中国や朝鮮半島の歴史書・金石文などを、探求の対象、その支柱としてきた。この本では、わが国の歴史書、『古事記』『日本書紀』が相手だ。対象が違うだけではない。ここで扱われたのは、『記・紀』の中の主要なもの、ことに神話がその分析の中心だった。(略)この本が出てから十八年。・・・

人話の発見：昭和五十九年、わたしは民俗学のシンポジウムで稀有の体験をした。荻原真子さんの報告(沿海州の現地民に伝わる「射日神話」、ロシア語による採取、その翻訳)だった。第一、「投石時代」(弓矢を発明する前)。第二、「狩猟時代」(弓矢を発明して以後)。これは、「弓矢」が最大、最高の武器であった「狩猟時代」において、各地で多元的に産出された神話である。このような、私にとっての「発見」は、さらなる思惟の冒険へと、わたし自身をさそうことになった。

第一段階——「神の発明」以前の段階。「人話の時代」第二段階——「神の発明」以後。「神話の時代」。すなわち、「弓矢の発明」以上に、「神の発明」は、人類の歴史にとって刮目すべき精神の一大画期、大いなる前進の新しい標示点であった。

神の誕生と紀尺：『日本書紀』神代巻冒頭に「神生み神話」と呼ぶべき一節がある。これは次の三つの型に分類され、第一型—「人」、第二型(A)—「神人」、第二型(B)及び第三型—「神」。これは、先の「射日神話」の分析結果と同一の帰結を示している。しかも、『日本書紀』の場合、「人」と「神」の間に、「神人」という中間概念が示され、より精しい。

縄文神話：『出雲風土記』中に著名な「国引き神話」がある。※四箇所から「国引き」して大出雲を形成した。金属器の登場しないこの神話は縄文期の成立。※「矛」と「戈」が主役の「国生み神話」は弥生時代に筑紫の権力者が作った。『記・紀』神話をもって「六世紀以降の、近畿天皇家の史官の造作」と見なし「してきた」とする戦前・戦後の仮説は、結局正しくなかった。虚妄だったのである。

倭国始源の王墓：(1)①吉武高木 ※最古の「三種の神器」の出土で有名 の遺跡の東50mの地点を中心として「宮殿群跡」が現れた(1992年11月)。(2)これが画期的なのは、『三国志』の魏志倭人伝の記載する邪馬壹国の中樞をなす「(宮殿)神殿」だからである。(3)考古学者の反論「吉武高木は弥生中期、倭人伝は弥生後期」は正しくない※理由を説明。(4)吉武高木の墓群も宮殿群も、倭国中心の「最古の王者の墓」である。(2)第四章の「景行の九州遠征」説話中の「京都を憶ふ」歌、三首。①第二歌の「夜摩苔」=近畿の大和に対し、筑前に「山門郷」がある。(2)原文「摩倍邏摩」を「摩保邏摩」に改定している。(3)第三歌の「平群」の地はこの遠征の帰着点だが、「大和の平群は」かなり辺鄙な地。(4)一方、筑紫の場合、吉武高木こそ「平群」の地なのだ。(3)①吉武高木の木棺墓は「天孫降臨」時点の「瓊瓊杵尊の陵墓」である可能性が極めて高い。(2)「前つ君の九州一円平定譚」の時代は、弥生期、「天孫降臨以後「卑弥呼の時代」以前だ。(3)『古事記』の倭建説話への批判。「筑紫の歌」、九州王朝の歌を「盗用」。

禁書とはなにか/万葉の真相： 省略。

『記・紀』成立の秘密：①『古事記』序文は用語だけでなくストーリーも『尚書』正義序文と酷似していた。②『古事記』成立から『日本書紀』成立までの八年間に、「筑紫系の史書」が多数入手された形跡がある。

残されたテーマ：『日本書紀』における「朝鮮半島出兵記事」、「白村江記事」問題、「十七条憲法」、「八色の姓」問題、等。『古事記』では「倭建説話」問題等、数多い。『記・紀』に共通するものとして、「神武歌謡」「国ゆずり歌謡」など。

まとめとなる今回は、持統紀の重大な出来事や重要施策、記事全体の構成・分類と特徴を中心にみてみたい。

1. 「持統天皇紀」について(井上光貞監訳『日本書紀下』)

持統紀は天武紀と同じく実録的であるが、他方、『後漢書』による文飾が多く、名山岳瀆・大夫謁者など中国的な用語が用いられていること、「皇子大津」など皇子・皇女を先に出す書き方や、五寺・十八氏などとまず総計を掲げ、そのあとに内わけを記す独自の筆法があることが注目される。天武・持統紀を通じて天皇権力は確立し、中央の官人機構や、戸籍をつうじての人民支配の体制、全国的な賦役制度などが整備され、それらを体系化した律令法典の編纂も進化した。持統朝には、新しい時代を象徴する藤原京への遷都も行われた。

2. 「持統天皇紀」の重大な出来事と重要施策

2.1 重大な出来事

- ①即位前紀朱鳥元年(686)九月戊戌朔丙午【九】、天淳中原瀛真人天皇崩。皇后臨朝称制。
- ②即位前紀朱鳥元年冬十月戊辰朔己巳【二】、皇子大津謀反発覚。逮捕皇子大津、并捕為皇子大津所誅誤直広肆八口朝臣音樞、小山下壺伎連博徳与大舍人中臣朝臣臣麻呂・巨勢朝臣多益須・新羅沙門行心、及帳内礪杵道作等、三十余人。
- ③〈天武天皇葬送〉 元年春正月丙寅朔【二六】、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮而慟哭焉。納言布勢朝臣御主人誄之。礼也。誄畢衆庶發哀。次梵衆發哀。於是、奉膳紀朝臣真人等奉奠。々畢、膳部采女等發哀。樂官奏樂。(略) 二年春正月庚申朔、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮而慟哭焉。辛酉【二】、梵衆發哀於殯宮。丁卯【八】、設無遮大会於藥師寺。冬十一月乙卯朔乙丑【十一】、布勢朝臣御主人・大伴宿禰御行、遁進而誄。直広肆当麻真人智徳、奉誄皇祖等之騰極次第。礼也。古云日嗣也。畢葬于大内陵。
- ④三年夏四月癸未朔乙未【十三】、皇太子草壁皇子尊薨。
- ⑤四年春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹大盾。神祇伯中臣大嶋朝臣誦天神寿詞。畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劍鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮羅列匝拜、而拍手焉。
- ⑥五年冬十月戊戌朔、甲子【二七】、遣使者鎮祭新益京。
- ⑦六年二月丁酉朔丁未【十一】、詔諸官曰、当以三月三日、将幸伊勢。宜知此意備諸衣物。乙卯【十九】是日、中納言直大式三輪朝臣高市麻呂、上表敢直言、諫争天皇欲幸伊勢、妨於農時。
- ⑧八年十二月庚戌朔乙卯【6】、遷居藤原宮。
- ⑨十年秋七月辛丑朔、庚戌【十】、後皇子尊(高市皇子)薨。
- ⑩十一年(697)八月乙丑朔、天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子。

2.2 重要施策

- ①三年六月庚戌【二九】、班賜諸司令一部二十二卷。
- ②三年潤八月辛亥朔庚申【十】、詔諸国司曰。今冬、戸籍可造。宜限九月、紕捉浮浪。其兵士者、每於一国四分而点其一、令習武事。
- ③四年十一月甲申【十一】、奉勅始行元嘉曆与儀鳳曆。
- ④五年八月辛亥【十三】、詔十八氏(大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穗積・阿曇)、上進其祖等墓記。
- ⑤八年秋七月癸未朔丙戌【4】、遣巡察使於諸国。

3. 「持統天皇紀」の記事分類と特徴

3.1 記事の分類について

即位前紀とそれに続く持統元年(687)～十一年(697)八月条までの歴史的な諸活動に関する記事数は414あるが、これらを記事内容に着目して次のように分類してみる。

- ① 天武天皇の殯・葬送: 元年正月条の殯宮設営から二年十一月条の葬儀・大内陵埋葬までの一連の儀式。
- ② 政策関連: 二年二月条「国忌日」制定から、上記重要施策5件を含み、十一年八月の皇太子への「禪讓」まで。

- ③ 外交・移民：新羅や耽羅からの遣使(弔使を含む)や新羅への遣使、及び朝鮮半島から帰化した等の人民を近畿・東国に移住させた記事も目立つ。
- ④ 物品賜与・位階授与：即位前紀「京師孤独高年者への布帛賜与」、二年「蝦夷男女への冠位授与」等から、十一年4月条まで多数。大部分が天皇紀の記事として平凡すぎる冗文的なもの。なお、「賜」は持統紀98、推古3、舒明2、皇極8、孝徳13、斉明5、天智21、天武6/70 合計226。「授」は、持統紀22、推古2、舒明0、皇極6、孝徳12、斉明8、天智8、天武4/16 合計78。いずれも持統紀が記述数で突出。
- ⑤ 正月行事：三年条から十一年条まで間断なくあるが、「宴・饗公卿」や「賜百官人等食」など飲食に関わるものが大部分を占める。他には射弓・進薪・舞踏などの行事がある。
- ⑥ 社寺関連：三年の「百官会集於神祇官、而奉宣天神地祇之事」から十一年の「公卿百寮、設開仏眼会於薬師寺」まで比較的多いが、その大部分が四月と七月の定例的な「遣使祭広瀬大忌神与竜田風神」である。
- ⑦ 行幸(一般)：目的が不明な行幸が多い。その中で「吉野宮行幸」の記事数が圧倒的である。目的のある行幸記事は、三輪朝臣高市麻呂が諫めた伊勢方面や藤原宮ぐらいである。
- ⑧ 自然現象関連：地震・旱魃・水害・星及び日蝕に関する記事が10ほどあり、日蝕が6回を占める。また、旱魃に関連して神社などへの雨乞い記事も8を数える。
- ⑨ また、字数50以上を目安に記事を長文かそれ以外に分けられようし、さらに天皇紀の記事として相応しいか否かで判別してみることもできよう。長文記事としては、即位前紀「天皇の出自紹介」や「皇子大津の謀反」、三年五月条「新羅遣使への譴責」、四年十月条「筑紫国軍丁・大伴部博麻への慰労」、八年三月条「近江国益須郡での醴泉湧出への詔」、などが目を引く。

3.2 即位前紀及び各年条記事の分類一覧

即位前紀と各年条の記事を上記分類項目ごとに整理すると下表のようになる。「政策記事」が多いのは当然として、天皇紀の記事として相応しいとは言い難い、「行幸一般※目的不明」・「賜与・授与一般※冗文的」などが上位を占めている。また、天皇紀後半に向かうほど天皇紀として相応しい記事が減少傾向になる。

年 条	前紀	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	合 計
記事数	14	22	22	44	51	41	62	45	36	30	28	19	414
殯・葬送	—	13	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
政策記事	0	0	1	11	15	9	7	5	7	1	1	3	60
外交移民	1	5	6	4	9	0	2	4	0	3	0	0	34
賜授一般	1	2	1	6	5	8	7	8	4	4	9	2	57
正月行事	0	0	0	4	2	1	2	2	6	4	4	2	27
社寺関連	0	0	0	1	3	4	4	1	3	2	2	7	27
行幸一般	0	0	0	4	8	8	9	12	4	12	4	2	63
自然現象 /雨乞い	1/0	0	1/1	0	0/1	2	1/2	2/1	2	0/1	1	0/2	10/8
長文記事	5	3	3	7	4	7	2	3	2	0	1	0	37

3.3 記事分類から見てくる「持統紀」の特徴

- ① 元年条と二年条の殆どが天武天皇の崩御に伴う葬送記事で埋め尽くされている。これは極めて異常である。
- ② 政策に関わる記事が三年と四年条に集中しており、それ以前と九年条以降は極めて少ない。
- ③ 外交に関わる記事では、外交そのものではなく、朝鮮半島での動乱等から逃れるためだったのか、投化(倭国への帰化)する人々を地方へ移住させる記事が目立つ。
- ④ 賜与や授与に関する記事が他の天皇紀に比べて極めて多く、その大部分が冗文記事である。
- ⑤ 正月の行事では、宴会や饗応等で埋めている記事が大部分である。
- ⑥ 社寺関連では、天皇紀の記事として適切と考えられるものがある一方で、広瀬・竜田神を祀るための使者派遣などの冗文的なものが多数を占めている。
- ⑦ 行幸記事に関しては、吉野宮へのように、目的不明なものが大部分を占めている。
- ⑧ 自然現象と旱魃に対する雨乞い記事は、特に後半部分で「日蝕」が多出する一方、地震記事は1件のみ。
- ⑨ 長文記事の内容は様々だが、政策に関する記事の字数は50字程度のものが多い。
- ⑩ 他の天皇紀に比べてみて、政策的事項を筆頭に天皇紀に載せるに相応しい記事が極端に少ない。一方、天皇紀に掲載するのはどうかと考えてしまう記事が非常に多い。これらが持統紀の大きな特徴といえる。